

- 十一 身体障害者福祉法
- 十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十三 社会福祉法
- 十四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十六 薬剤師法
- 十七 老人福祉法
- 十八 理学療法士及び作業療法士法
- 十九 柔道整復師法
- 二十 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十一 義肢装具士法
- 二十二 介護保険法
- 二十三 精神保健福祉士法
- 二十四 言語聴覚士法
- 二十五 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 二十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十七 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 三十 子ども・子育て支援法
- 三十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 三十二 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）
- 三十三 難病の患者に対する医療等に関する法律
- 三十四 公認心理師法
- 三十五 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
- 三十六 臨床研究法
- 三十七 指定医療機関の指定の更新に関する読替え（指定医療機関の指定の更新に関する読替え）
- 三十八 健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第四十九条の三第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条の二第二項」と読み替えるものとする。

第五十二条第二項	診療方針及び国民健康保険診療報酬	介護の方針及び介護の報酬	第五十二条第二項	診療方針及び国民健康保険診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十二条第三項	診療報酬	介護の報酬	第五十二条第三項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第一項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第一項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第二項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第二項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第三項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第三項	診療報酬	介護の報酬
第五十四条第一項	診療報酬	介護の報酬	第五十四条第一項	診療報酬	介護の報酬
第五十五条	診療報酬	介護の報酬	第五十五条	診療報酬	介護の報酬
第五十六条	診療報酬	介護の報酬	第五十六条	診療報酬	介護の報酬
第五十七条	診療報酬	介護の報酬	第五十七条	診療報酬	介護の報酬
第五十八条	診療報酬	介護の報酬	第五十八条	診療報酬	介護の報酬
第五十九条	診療報酬	介護の報酬	第五十九条	診療報酬	介護の報酬
第六十条	診療報酬	介護の報酬	第六十条	診療報酬	介護の報酬
第六十一条	診療報酬	介護の報酬	第六十一条	診療報酬	介護の報酬
第六十二条	診療報酬	介護の報酬	第六十二条	診療報酬	介護の報酬
第六十三条	診療報酬	介護の報酬	第六十三条	診療報酬	介護の報酬
第六十四条	診療報酬	介護の報酬	第六十四条	診療報酬	介護の報酬
第六十五条	診療報酬	介護の報酬	第六十五条	診療報酬	介護の報酬
第六十六条	診療報酬	介護の報酬	第六十六条	診療報酬	介護の報酬
第六十七条	診療報酬	介護の報酬	第六十七条	診療報酬	介護の報酬
第六十八条	診療報酬	介護の報酬	第六十八条	診療報酬	介護の報酬
第六十九条	診療報酬	介護の報酬	第六十九条	診療報酬	介護の報酬
第七十条	診療報酬	介護の報酬	第七十条	診療報酬	介護の報酬
第七十一条	診療報酬	介護の報酬	第七十一条	診療報酬	介護の報酬
第七十二条	診療報酬	介護の報酬	第七十二条	診療報酬	介護の報酬
第七十三条	診療報酬	介護の報酬	第七十三条	診療報酬	介護の報酬
第七十四条	診療報酬	介護の報酬	第七十四条	診療報酬	介護の報酬
第七十五条	診療報酬	介護の報酬	第七十五条	診療報酬	介護の報酬
第七十六条	診療報酬	介護の報酬	第七十六条	診療報酬	介護の報酬
第七十七条	診療報酬	介護の報酬	第七十七条	診療報酬	介護の報酬
第七十八条	診療報酬	介護の報酬	第七十八条	診療報酬	介護の報酬
第七十九条	診療報酬	介護の報酬	第七十九条	診療報酬	介護の報酬
第八十条	診療報酬	介護の報酬	第八十条	診療報酬	介護の報酬

第五十二条第二項	診療方針及び国民健康保険診療報酬	介護の方針及び介護の報酬	第五十二条第二項	診療方針及び国民健康保険診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十二条第三項	診療報酬	介護の報酬	第五十二条第三項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第一項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第一項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第二項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第二項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第三項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第三項	診療報酬	介護の報酬
第五十四条第一項	診療報酬	介護の報酬	第五十四条第一項	診療報酬	介護の報酬
第五十五条	診療報酬	介護の報酬	第五十五条	診療報酬	介護の報酬
第五十六条	診療報酬	介護の報酬	第五十六条	診療報酬	介護の報酬
第五十七条	診療報酬	介護の報酬	第五十七条	診療報酬	介護の報酬
第五十八条	診療報酬	介護の報酬	第五十八条	診療報酬	介護の報酬
第五十九条	診療報酬	介護の報酬	第五十九条	診療報酬	介護の報酬
第六十条	診療報酬	介護の報酬	第六十条	診療報酬	介護の報酬
第六十一条	診療報酬	介護の報酬	第六十一条	診療報酬	介護の報酬
第六十二条	診療報酬	介護の報酬	第六十二条	診療報酬	介護の報酬
第六十三条	診療報酬	介護の報酬	第六十三条	診療報酬	介護の報酬
第六十四条	診療報酬	介護の報酬	第六十四条	診療報酬	介護の報酬
第六十五条	診療報酬	介護の報酬	第六十五条	診療報酬	介護の報酬
第六十六条	診療報酬	介護の報酬	第六十六条	診療報酬	介護の報酬
第六十七条	診療報酬	介護の報酬	第六十七条	診療報酬	介護の報酬
第六十八条	診療報酬	介護の報酬	第六十八条	診療報酬	介護の報酬
第六十九条	診療報酬	介護の報酬	第六十九条	診療報酬	介護の報酬
第七十条	診療報酬	介護の報酬	第七十条	診療報酬	介護の報酬
第七十一条	診療報酬	介護の報酬	第七十一条	診療報酬	介護の報酬
第七十二条	診療報酬	介護の報酬	第七十二条	診療報酬	介護の報酬
第七十三条	診療報酬	介護の報酬	第七十三条	診療報酬	介護の報酬
第七十四条	診療報酬	介護の報酬	第七十四条	診療報酬	介護の報酬
第七十五条	診療報酬	介護の報酬	第七十五条	診療報酬	介護の報酬
第七十六条	診療報酬	介護の報酬	第七十六条	診療報酬	介護の報酬
第七十七条	診療報酬	介護の報酬	第七十七条	診療報酬	介護の報酬
第七十八条	診療報酬	介護の報酬	第七十八条	診療報酬	介護の報酬
第七十九条	診療報酬	介護の報酬	第七十九条	診療報酬	介護の報酬
第八十条	診療報酬	介護の報酬	第八十条	診療報酬	介護の報酬

第五十二条第二項	診療方針及び国民健康保険診療報酬	介護の方針及び介護の報酬	第五十二条第二項	診療方針及び国民健康保険診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第五十二条第三項	診療報酬	介護の報酬	第五十二条第三項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第一項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第一項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第二項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第二項	診療報酬	介護の報酬
第五十三条第三項	診療報酬	介護の報酬	第五十三条第三項	診療報酬	介護の報酬
第五十四条第一項	診療報酬	介護の報酬	第五十四条第一項	診療報酬	介護の報酬
第五十五条	診療報酬	介護の報酬	第五十五条	診療報酬	介護の報酬
第五十六条	診療報酬	介護の報酬	第五十六条	診療報酬	介護の報酬
第五十七条	診療報酬	介護の報酬	第五十七条	診療報酬	介護の報酬
第五十八条	診療報酬	介護の報酬	第五十八条	診療報酬	介護の報酬
第五十九条	診療報酬	介護の報酬	第五十九条	診療報酬	介護の報酬
第六十条	診療報酬	介護の報酬	第六十条	診療報酬	介護の報酬
第六十一条	診療報酬	介護の報酬	第六十一条	診療報酬	介護の報酬
第六十二条	診療報酬	介護の報酬	第六十二条	診療報酬	介護の報酬
第六十三条	診療報酬	介護の報酬	第六十三条	診療報酬	介護の報酬
第六十四条	診療報酬	介護の報酬	第六十四条	診療報酬	介護の報酬
第六十五条	診療報酬	介護の報酬	第六十五条	診療報酬	介護の報酬
第六十六条	診療報酬	介護の報酬	第六十六条	診療報酬	介護の報酬
第六十七条	診療報酬	介護の報酬	第六十七条	診療報酬	介護の報酬
第六十八条	診療報酬	介護の報酬	第六十八条	診療報酬	介護の報酬
第六十九条	診療報酬	介護の報酬	第六十九条	診療報酬	介護の報酬
第七十条	診療報酬	介護の報酬	第七十条	診療報酬	介護の報酬
第七十一条	診療報酬	介護の報酬	第七十一条	診療報酬	介護の報酬
第七十二条	診療報酬	介護の報酬	第七十二条	診療報酬	介護の報酬
第七十三条	診療報酬	介護の報酬	第七十三条	診療報酬	介護の報酬
第七十四条	診療報酬	介護の報酬	第七十四条	診療報酬	介護の報酬
第七十五条	診療報酬	介護の報酬	第七十五条	診療報酬	介護の報酬
第七十六条	診療報酬	介護の報酬	第七十六条	診療報酬	介護の報酬
第七十七条	診療報酬	介護の報酬	第七十七条	診療報酬	介護の報酬
第七十八条	診療報酬	介護の報酬	第七十八条	診療報酬	介護の報酬
第七十九条	診療報酬	介護の報酬	第七十九条	診療報酬	介護の報酬
第八十条	診療報酬	介護の報酬	第八十条	診療報酬	介護の報酬

第八條 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことが適当であると認めるときは、同条第三項の規定により、当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の就労自立給付金を支給する者に委託することができる。

第九條 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、法第七十二条第一項の規定によりその長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に所在する保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものに対し一時繰替支弁する保護費及び保護施設事務費の額は、当該施設の所在する市町村における保護費及び保護施設事務費の基準によつて算出するものとする。

第十條 法第七十三条又は第七十五条（第一項第三号及び第四号を除く。）に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）、第七十一条（第四号及び第六号から第八号までを除く。）又は第七十四条第一項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七条、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定により徴収した額（同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得

た額以下の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。）及び生活保護のためのその他の収入の額（法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。）及び法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業（同号において「被保護者健康管理支援事業」という。）に係るものを除く。）を控除した精算額について行う。

第十一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第八十四条の二第二項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四條の二十九第一項から第五項までに定めるところによる。

第十二條 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この政令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七條の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす（事務の区分）。

第十三條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十四條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十五條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十六條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十七條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十八條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十九條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十一條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十二條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十三條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十四條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十六條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十七條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十八條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十九條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十一條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十四條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十五條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十六條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十七條 第一條第二項及び第三項の規定並びに第八條第二項及び第三項（これらの規定を第八條の二において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則（昭和五一年八月二日政令第二一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年三月一七日政令第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

附則（昭和五九年九月七日政令第二六八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

附則（昭和六〇年七月二二日政令第二二五号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年三月二〇日政令第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成六年九月二日政令第二八二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成六年二月二二日政令第三九八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附則（平成七年六月一四日政令第二三八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。

附則（平成二一年九月三日政令第二六二号）

この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二一年二月八日政令第三九三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二四年二月八日政令第二七二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年八月三〇日政令第二八二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二四年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三二日政令第一五四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、附則第三条ただし書、附則第五条ただし書、附則第十五条ただし書、附則第十八条第一項及び附則第三十七条の規定は、公布の日から施行する。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 平成二七年改正法の施行の際現に平成二七年改正法第十四条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第二項の規定により介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定を受けている病院、診療所又は薬局（平成十

七年改正法附則第十三条の規定により新法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされたものに限り）については、施行日に、平成二七年改正法第十四条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

附則（平成二八年三月三二日政令第一五五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年一月二二日政令第三六一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成二五年二月六日政令第二八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二五年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年四月一八日政令第一六四号）

この政令は、平成二六年七月一日から施行する。

附則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二六年八月八日政令第二七八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二六年九月三日政令第三〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（生活保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第三条の規定による改正後の生活保護法施行令第四条の二第二十四号又は第四条の三第二十七号の規定は、施行日以後にした行為により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後に同法若しくは同法に基づく命令若しくは処分違反する行為を行った者について適用する。

附則（平成二六年一月二二日政令第三五八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月四日政令第三九号）

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一三八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年八月二八日政令第三〇三号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年九月一日）から施行する。

附則（平成二八年三月四日政令第五六号）

この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二八年三月十五日）から施行する。

附則（平成二九年九月二二日政令第二四六号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年九月二十二日）から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。
附則（平成三〇年二月二八日政令第四一号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日政令第一八五号）抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二十八日政令第二八四号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和二年九月九日政令第二七一号）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二三日政令第三六八号）

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和五年一月二十九日政令第三四〇号）抄

(施行期日)

1 この政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月一九日政令第一二二号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。